

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	土木部	監理課	H21.4.1	建設業情報管理システム電算処理業務委託		システム基本料 @52,500/月 建設業許可電算 処理料 @2,100円/件 経営事項審査電 算処理料 @670円/件 東京都中央区新川1-4-1 財団法人 建設業情報管理 センター 理事長 六波羅 昭	建設業者の許可及び経営事項審査に係るシステムを開発・運営・管理しているのが(財)建設業情報管理センターであり、国及び各都道府県は同センターへ業務委託している。また、他に同様のデータを扱っている業者がないため。なお、同センターは単価を全国統一としている。他に同様のデータを扱っている業者がないため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
2	土木部	監理課	H21.4.6	経営事項審査等業務委託	2,306,220	長崎市桜町3-12 長崎県行政書士会 会長 森田 忠幸	審査に当たっては建設業法をはじめとする幅広い法律知識が必要であるが、行政全般に亘る許認可等の申請書類の作成・提出に精通しかつそれを業とする行政書士がその委託の相手方として適切であり、外に隣接する法律専門職として公認会計士、司法書士等も検討したが、建設業に関する許可申請等の書類作成業務を専ら行政書士が法定業務としており、人員・報酬単価の両面からも他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
3	土木部	建設企画課	H21.4.1	工事实績情報サービス及び測量調査設計業務実績情報サービス利用	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 財団法人 日本建設情報総 合センター 理事長代行 門松 武	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 日本建設情報総合センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
4	土木部	建設企画課	H21.4.1	企業情報(発注者支援データベースシステム)の利用	1,890,000	東京都千代田区二番町3 財団法人 建設業技術者セン ター 理事長 三谷 浩	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 建設業技術者センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
5	土木部	建設企画課	H21.4.1	公共事業技術情報システム運用管理業務委託	11,025,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	土木部	建設企画課	H21.4.1	業者管理・工事執行 管理システム維持管 理業務委託	4,515,000	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支 店 支店長 田中 大吾	システムの著作権及びプログラムソースを日本電気株式会社 長崎支店が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が 発生する。	第167条の2 第1項第2号
7	土木部	建設企画課	H21.4.1	土木工事積算システ ム維持管理業務委託	32,634,000	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 池田 正志	システムの著作権及びプログラムソースを扇精光株式会社が 保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
8	土木部	建設企画課	H21.4.1	電子入札システム運 用管理業務委託	17,115,000	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝ソリューション株式会社 九州支社 支社長 大野 由嗣	システムの著作権及びプログラムソースを東芝ソリューション株 式会社が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発 生する。	第167条の2 第1項第2号
9	土木部	建設企画課	H21.4.1	プログラムサポート サービス契約	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 財団法人 日本建設情報総 合センター 理事長 門松 武	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 日本建設情 報総合センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
10	土木部	建設企画課	H21.4.8	土木部職員等専門研 修業務委託	8,400,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	土木関係職員の研修を行っているのは、県内で唯一、財団法 人 長崎県建設技術研究センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
11	土木部	建設企画課	H21.4.15	公共工事現場点検強 化事業業務委託	39,690,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	県の土木行政に精通し、公共工事現場経験が豊富な技術者を 擁している。行政代行機関としての信頼もあり、当センター以外 に委託先はない。	第167条の2 第1項第2号
12	土木部	建設企画課	H21.4.20	総合評価審査補助業 務委託	27,300,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	県の土木行政に精通し、総合評価方式について知識が豊富な 技術者を擁している。行政代行機関としての信頼もあり、当セン ター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	土木部	建設企画課	H21.6.22	電子入札サポートシステム改修業務委託	1,711,500	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
14	土木部	建設企画課	H21.6.29	土木部広報誌作成業務委託	2,016,000	長崎市東古川町1-5 ヨンエフ 代表 吉田 隆	土木部広報誌は一昨年度創刊したものであり、創刊にあたってはデザインコンペを実施し業者の選定を行った。今年度も引き続きコンセプト、デザインを継続し、さらなる広報誌の定着を図りたいので、随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
15	土木部	建設企画課	H21.8.7	電子入札システム用サーバ賃貸(再リース)	1,402,380	福岡市博多区御供所1-1 NECキャピタルソリューション株式会社 九州支社長 本田 英成	NECキャピタルソリューション(株)より賃貸借している機器の再リースのため、他の業者との契約を行うことができない。	第167条の2 第1項第2号
16	土木部	建設企画課	H21.8.27	業者管理・工事執行管理システム改修業務委託	6,562,500	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 田中 大吾	システムの著作権及びプログラムソースを日本電気株式会社長崎支店が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
17	土木部	建設企画課	H21.9.1	指名選定システム等改修業務委託	4,546,500	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
18	土木部	建設企画課	H21.9.18	世界遺産に向けた公共事業のあり方ガイドライン策定業務	3,990,000	長崎市大黒町9-22 株式会社パスコ 長崎支店 支店長 大本 和司	プロポーザル方式により選定された相手方と契約するため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	土木部	建設企画課	H21.9.30	用地管理システム データ移行作業業務 委託	3,895,500	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社 長崎支店 支店長 元木 泰光	システムの著作権及びプログラムソースを富士通株式会社 長崎支店が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
20	土木部	建設企画課	H21.11.11	「土木の日」パネル展 企画業務委託	1,767,150	長崎市栄町5-5 株式会社 創見 代表取締役 早田 利充	プロポーザル方式により選定された業者と契約するため	第167条の2 第1項第2号
21	土木部	建設企画課	H22.12.16	公共事業技術情報シ ステム改修業務委託	3,990,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
22	土木部	建設企画課	H22.1.5	指名業者選定システ ム(委託業務版)等改 修業務委託	1,890,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
23	土木部	建設企画課	H22.1.22	工事成績評定システ ム改修業務委託	1,302,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
24	土木部	建設企画課	H22.2.2	道路情報管理システ ムの統合化業務委託	2,887,500	長崎市樺島町6-15 基礎地盤コンサルタンツ株 式会社長崎支店 支店長 宮崎 純夫	システムの著作権及びプログラムソースを基礎地盤コンサルタンツ株式会社が保有しているため、他社はプログラムの解析や 変更を行えない。	第167条の2 第1項第2号
25	土木部	都市計画課	H21.4.1	長崎県違反広告物除 却推進運動事務委託	1,500,000	佐世保市高砂町5-17 佐世保市保健環境連合会 会長 三宅 禎太郎	屋外広告物法に基づいて、知事の権限の一部を委任した違反 広告物除却推進員を構成員とする当該連合会に相手方が限定 されるため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	土木部	都市計画課	H21.4.16	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (五島市)	3,381,000	五島市福江町1番1号 五島市長 中尾 郁子	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に知事が行うものと定められているが、現地に精通した当該市の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から五島市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号
27	土木部	都市計画課	H21.6.30	景観施策に係る基本方針策定等業務委託	3,990,000	東京都新宿区大京町11番地 28-2 株式会社 かいアソシエイツ	今回の業務にあたっては、景観計画、文化的景観、世界遺産等の専門的知識を有し、また、本県の地域特性への理解、景観に関する情報収集・活用能力に優れているなど高い技術力等が求められる。また、業務遂行上、これまでの実績や業務の実施体制など総合的に判断する必要がある。以上のことを総合的に判断し、優れた業者を選定するため、プロポーザルを実施し、最も優れた提案・技術力を有する業者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号
28	土木部	都市計画課	H21.7.17	JR長崎本線連続立体交差事業に関する設計業務	103,950,000	九州旅客鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社は今回設計の対象となる車両基地の施設管理者であり、施設の設計条件等を決定する権限を当社が有すること。また、業務実施には鉄道事業用地への立ち入りを要し、列車の安全運行と作業員の安全確保が必要であること。また、鉄道施設の設計には当社が持つ専門的、総合的技術力が不可欠であり、業務実施には九州鉄道株式会社内での関連部局の調整も必要となるため。	第167条の2 第1項 第2号
29	土木部	都市計画課	H21.10.7	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (時津町)	3,169,425	西彼杵郡時津町浦郷274番地1 時津町長 平瀬 研	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に知事が行うものと定められているが、現地に精通した当該市町の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から時津町へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号
30	土木部	道路維持課	H21.4.1	道路交通情報業務委託	14,780,850	東京都千代田区飯田橋1-5-10 財団法人日本道路交通情報センター 理事長 矢代 隆義	(財)日本道路交通情報センターは、全国の道路交通情報を収集・分析・提供する目的で設立された唯一の機関であり、国土交通省、47都道府県等の地方公共団体及び旧道路関係公団と委託契約を締結しており、他に当該業務を委託できる機関がないため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	土木部	道路維持課	H21.9.1	平成21年度長崎県 橋梁概略点検支援 業務委託	3,675,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 城下伸生	国と本県の協議により、県民の安全安心のために、昨年度末橋梁の長寿命化計画が策定されたが、限られた期間内で多くの点検を行うための橋梁建設・維持補修経験を持つ人材を取りまとめられるのは当該機関に限られるため。また、経費的にも民間委託に比べて安価であるため。	第167条の2 第1項 第2号
32	土木部	道路維持課	H22.1.22	主要地方道平戸生 月線橋梁補修工事 (調査設計業務委託)	35,700,000	長崎市旭町5-1 株式会社長大 長崎事務所 所長 池田武士	生月大橋において、橋梁部材のひびわれを確認し応急復旧工事を行ったが、長期の安全性は補償されておらず、早期に恒久的な復旧を行わなければならない状況である。生月大橋建設にて詳細設計を行い、構造計算に熟知しており、今年度、生月大橋の補修補強計画を策定する業務を請け負い、現地調査中に今回のひびわれを発見し、ひび割れ部の調査等を行っていることから、現状を詳細に熟知しているため。	第167条の2 第1項 第2号
33	土木部	港湾課	H21.4.1	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉1号上 屋敷地賃借料)	1,642,924	長崎市国分町3-30 長崎県長崎振興局長崎港湾 漁港事務所 所長 林田 幸太	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号
34	土木部	港湾課	H21.4.1	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉2号上 屋敷地賃借料)	1,358,524	長崎市国分町3-30 長崎県長崎振興局長崎港湾 漁港事務所 所長 林田 幸太	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号
35	土木部	港湾課	H21.4.1	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉3号上 屋敷地及び荷捌所上 屋敷地賃借料)	1,799,127	長崎市国分町3-30 長崎県長崎振興局長崎港湾 漁港事務所 所長 林田 幸太	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号
36	土木部	港湾課	H21.4.1	平成21年度上五島空 港管理業務委託	4,500,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長 井上 俊昭	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急時における消火救難活動等への支援を含んでいるため、地元町に委託する必要がある。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号
37	土木部	港湾課	H21.4.1	平成21年度小値賀空 港管理業務委託	4,500,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長 山田 憲道	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急時における消火救難活動等への支援を含んでいるため、地元町に委託する必要がある。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	土木部	砂防課	H21.4.28	土砂災害警戒情報配 信システム運用・保守 管理業務委託	808,500	(財)日本気象協会九州支社	土砂災害警戒情報配信システムの著作権を保有している。 有事の際に対応できる体制(24時間体制)が整えられてい る。 システム間の専用回線をすでに有し、配信設定などのプログ ラム改修の必要がない。	第167条の2第1 項第2号
39	土木部	砂防課	H21.7.6	土砂災害警戒区域等 設定照査業務委託	4,126,000	東京都千代田区平河町2-7- 4(財)砂防フロンティア整備 推進機構 理事長 森 俊勇	平成15年度に土砂災害警戒区域の設定試行業務を受託し ている。 砂防に関し、特に精通した学識経験者によるチェック結果を 踏まえた照査業務を実施している唯一の機関である。	第167条の2第1 項第2号
40	土木部	住宅課	H21.4.1	平成21年度県営住宅 管理システム維持に 必要な運用支援及び 技術支援業務委託契 約	9,450,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	本システムを開発した同社以外に約12,000戸の県営住宅管 理を円滑に処理する事は、困難と思われる。また、新年度の 運用にあっても業務全体の内容把握、バックアップ体制等を 考えた場合、現在の県営住宅管理システムの維持について、 的確かつ迅速に対応できるものは本システムの開発、維持、保 守管理、改修に至るまで担ってきたNBC情報システム(株)をおい て他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
41	土木部	住宅課	H21.5.21	平成21年度木造住宅 総合対策事業(第12回 長崎県木造住宅コン クール開催業務)	5,500,000	長崎市元船町17-1 財団法人長崎県住宅・建築 総合センター 理事長 桑原 徹郎	長崎県住宅・建築総合センターは建築基準法の指定確認検査 機関であるとともに、木造住宅の振興に関する事業及び住宅の 品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機 関として指定された公益法人であり、業務上、長崎県下に建設 された住宅の情報に最も精通している。あわせて、専門的活公 平な立場で業務を執行することができる唯一の機関であるから。	第167条の2 第1項 第2号
42	土木部	住宅課	H21.6.1	平成21年度耐震・安 心住まいづくり支援事 業相談業務	1,041,600	長崎市元船町17-1 財団法人長崎県住宅・建築 総合センター 理事長 桑原 徹郎	この業務は、住宅の耐震化等に係る相談窓口の運営であり、 広範な知識(設計、施工、積算、業者選定、瑕疵担保責任、各 種支援制度など)を有する必要があり、かつ、平日の営業時間 内は常時対応できる体制がとれ、個人情報の適切な管理体制 がとれる必要があり、長崎県住宅・建築総合センターはこの専 門的な業務を公平な立場で執行することができる唯一の機関で あるから。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	土木部	住宅課	H21.8.26	平成21年度住宅の耐震化等に関する情報提供業務	1,680,000	長崎市桜町5-20 株式会社広友社 代表取締役 池田 正晴	本業務は、住宅についての耐震化やその他の情報を広く県民に伝え、制度の普及や活用、法令の周知や遵守が十分図られるよう、新聞折込広告等により、効果的で効率的な広報活動を行うものである。 6社(うち1社辞退)による企画提案書の提出を受け、選定委員会による選考の結果、最も適した企画提案書を提示した業者を1社選定し、契約を行ったため。	第167条の2 第1項 第2号
44	土木部	住宅課	H21.9.24	平成21年度木造住宅総合対策事業「住生活月間イベント・住宅フェア開催運営補助業務」	3,696,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役 前原 晃昭	本業務は、10月の住生活月間に合わせて、住まいや、暮らしに関する県の事業やイベント行事、各種制度、施策、相談窓口の紹介など県民に役立つ情報を提供するイベント(住宅フェア)を開催するものである。 6社による住宅フェアの企画・運営及び、事務局の運営補助に関する業者企画提案プレゼンを行い、県民に最も情報を提供できる提案をした業者を1社選定し、契約を行ったため。	第167条の2 第1項 第2号
45	土木部	住宅課	H21.9.30	平成21年度木造住宅総合対策事業「住生活月間における住情報提供業務」	2,100,000	長崎市五島町5-17 株式会社一広 代表取締役 池永 秀敏	本業務は、10月の住生活月間に合わせて、住まいや、暮らしに関する県の事業やイベント行事、各種制度、施策、相談窓口の紹介など県民に役立つ情報を提供するため、新聞折込広告による広報活動を行うものである。 6社(うち2社辞退)による企画提案書の提出を受け、選定委員会による選考の結果、広く県民の目に届く広報媒体を提案した業者を1社選定し、契約を行ったため。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	土木部	住宅課	H21.10.13	平成20年住生活総合調査拡大調査に係る集計業務	1,803,225	東京都千代田区神田小川町1-11 (社)日本住宅協会 会長 西岡 喬	<p>本業務は、今後の住宅施策の推進に必要な基礎資料の効果的な取得のために、平成20年の国の住生活総合調査〔総務省が行う住宅・土地統計調査に合わせて5年毎に実施する、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査するもの〕に合わせて行った県の住生活総合調査拡大調査の調査データについて、住宅・土地統計調査データ及び国住生活総合調査データをリンケージ(関連)・マージ(結合)集計するものである。</p> <p>本協会は、国が実施した全国の住生活総合調査について、住宅・土地統計調査データとのリンケージ集計業務に精通していることや、また、本業務が国の住生活総合調査データの集計分と整合性を図る必要があることから、本業務内容にノウハウを持つ迅速、正確さをもって納品できる体制にある本協会を選定し、契約を行ったため。</p>	第167条の2 第1項 第2号
47	土木部	住宅課	H22.1.20	21単委第7号 住戸改修工事監理の委託	1,491,000	長崎市元船町17-1 長崎県住宅供給公社 理事長 森 邦芳	<p>今回工事では、入居者との日程調整が重要である。勿論施工者が該当住戸を訪ねて日程調整を行うが、共働きや、不規則な勤務の入居者などの場合、施工者のみでは連絡が取れず、契約工期に支障をきたす恐れがある。また、個人情報保護の観点からも入居者の氏名や連絡先等を施工者に教えることは出来ない。そこで県営住宅の指定管理者である住宅供給公社であれば、入居者の連絡先等も把握している為、直接訪問のみではなく、電話連絡等による日程調整が出来る。</p> <p>また、今回工事は県下一円(長崎・佐世保・諫早・大村)で有り各地区に事務所のある公社であれば、工事中でも迅速な対応が可能であり、修繕履歴にも熟知している。また、日頃から入居者との交流もあり入居者への精神的負担も軽減できると考えられるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号
48	土木部	住宅課	H22.3.15	平成21年度 住宅・建築物の耐震化等に関する情報提供業務	3,407,756	長崎市桜町5-20 株式会社広友社 代表取締役 池田 正晴	<p>今回の契約は、住宅・建築物についての耐震化やその他の情報を広く県民に伝え、税制等制度の普及や活用、法令の周知や遵守が十分図られるよう、新聞の折り込み広告等により、効果的で効率的な広報活動を行うためのものである。</p> <p>業者の選定にあたっては、5社(1社辞退)からの企画提案書提出後、選定委員会による選考の結果、広く県民の目に届き、保存性の高い広報媒体、広報手段が提案された業者との契約。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
49	土木部	建築課	H21.4.1	平成21年度構造計算 適合性判定業務	構造計算が大臣 認定プログラムに よって行われたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のもの の@148,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの の@185,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの の@203,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のもの の@258,000 50,000㎡を超える もの@442,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のもの の@162,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの の@183,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの の@193,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のもの の@224,000 50,000㎡を超える もの@327,000	株式会社 建築構造センター	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれの指定期間で適合性判定を行えるようにするものであり、性質又は目的が競争入札に適さないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
49の 続き					構造計算が大臣 認定プログラム以 外の方法で行わ れたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のも の@216,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@290,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@331,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@441,000 50,000㎡を超える もの@813,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のも の@186,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@227,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@249,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@311,000 50,000㎡を超える もの@519,000			

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
50	土木部	建築課	H21.4.1	平成21年度構造計算 適合性判定業務	構造計算が大臣 認定プログラムに よって行われたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のも の@148,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@185,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@203,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@258,000 50,000㎡を超える もの@442,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のも の@162,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@183,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@193,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@224,000 50,000㎡を超える もの@327,000	日本ERI株式会社	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を 実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定 したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれの 指定期間で適合性判定を行えるようにするものであり、性質又 は目的が競争入札に適さないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
50の 続き					構造計算が大臣 認定プログラム以 外の方法で行わ れたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のも の@216,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@290,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@331,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@441,000 50,000㎡を超える もの@813,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のも の@186,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@227,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@249,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@311,000 50,000㎡を超える もの@519,000			

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
51	土木部	建築課	H21.4.1	平成21年度構造計算 適合性判定業務	構造計算が大臣 認定プログラムに よって行われたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のもの の@148,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの の@185,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの の@203,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のもの の@258,000 50,000㎡を超える もの@442,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のもの の@162,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの の@183,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの の@193,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のもの の@224,000 50,000㎡を超える もの@327,000	財団法人 日本建築センター	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれの指定期間で適合性判定を行えるようにするものであり、性質又は目的が競争入札に適さないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
51の 続き					構造計算が大臣 認定プログラム以 外の方法で行わ れたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のも の@216,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@290,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@331,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@441,000 50,000㎡を超える もの@813,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のも の@186,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@227,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@249,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@311,000 50,000㎡を超える もの@519,000			

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52	土木部	建築課	H21.4.1	平成21年度構造計算 適合性判定業務	構造計算が大臣 認定プログラムに よって行われたも の 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のも の@148,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@185,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@203,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@258,000 50,000㎡を超える もの@442,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のも の@162,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@183,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@193,000	株式会社 国際確認検査セン ター	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を 実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定 したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれの 指定期間で適合性判定を行えるようにするものであり、性質又 は目的が競争入札に適さないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52の 続き					構造計算が大臣 認定プログラム以 外の方法で行わ れたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のも の@216,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@290,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@331,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@441,000 50,000㎡を超える もの@813,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のも の@186,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@227,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のも の@249,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のも の@311,000 50,000㎡を超える もの@519,000			
53	土木部	建築課	H21.4.1	宅地建物取引業免許 事務等電算処理業務 委託	1,105,000	財団法人 不動産適正取引 推進機構	財団法人 不動産適正取引推進機構は、国及び47都道府県の 宅地建物取引業事務棟に関する電算処理業務を行っている唯一 の団体であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号
54	土木部	建築課	H21.6.12	21委託 平成21年度 曳船積算システム等 整備業務委託	2,496,900	財団法人 建築コスト管理シ ステム研究所	営繕積算システムは国土交通省と(財)建築コスト管理システム 研究所が共同で開発管理しており、保守管理等を行える唯一 の団体。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
55	土木部	建築課	H21.6.15	21設190-1 県立総合運動公園新陸上競技場(仮称)整備工事の設計業務	156,450,000	(株)日本設計	前年度に基本設計及び実施設計を委託する旨を公告して公募型プロポーザルを行い、特定された(株)日本設計へ随意契約により基本設計を業務委託した。今年度は前年度に引き続き実施設計を行うため、プロポーザルの公告に基づき相手方が特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
56	土木部	建築課	H21.6.18	21設監01-2 長崎港松が枝新国際ターミナルビル(仮称)新築工事の設計意図伝達業務	3,853,500	InterMedia一級建築士事務所	当業務は施工業者に対し、設計上様々な内容について設計意図の伝達を行い、設計図書に疑義があった場合の検討及び調整、並びに材料・仕上げ材の色・柄棟の検討を行う物である。また、昨年度に引き続き、環長崎港地域アーバンデザイン専門家会議との調整を行う必要があることから、当初行った設計業務の継続的な支店での密接不可分な業務であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
57	土木部	建築課	H22.3.12	21建448号 耐震診断技術者育成プログラム作成業務	987,000	社団法人 長崎県建築士事務所協会	耐震診断技術者を育成するための講習プログラム作成業務であり、当業務を行うには建築構造に関する知識だけではなく、耐震診断業務に関して豊富な知識を必要とする。当該団体の会員には、多くの構造建築士が所属しており県内で耐震診断判定委員会を持つ唯一の組織である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
58	土木部	長崎南バイパス建設事務所	H21.4.1	主要地方道長崎南環状線道路改良工事(用地取得事務委託)	2,790,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井健	(1)委託要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機関については、当該委託業務を受託できる組織・人員・体制がなく、また用地取得業務への精通度も低い。 (2)県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として設置したもので、損失補償基準、用地交渉・契約業務に最も精通し、安定した用地取得業務が遂行できる。 (3)用地取得業務は斡旋業務に該当し、これを他の業者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号により、斡旋業務が認められている。  よって、当該業務の委託の相手方は、県土地開発公社以外に、競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。	第167条の2第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
59	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H21.4.1	主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 (施工管理委託)	28,350,000	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工品質の確保を図るための適正な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行う事ができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> <li>発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。</li> <li>法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</li> </ul> </li> <li>品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</li> </ul> </li> <li>「公共工物の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること</li> <li>県が発注する公共工物の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</li> <li>当該業務委託は、県の大型工事としてはこれまでに例を見ない低入札価格工事であり、品質管理については外部専門技術者による24時間体制の指導・監督を行う必要があること。</li> <li>外部専門技術者を有した公益法人であり、昨年度、一作度の経験を生かし、継続した監理・監督体制が可能なこと。</li> </ol>	第167条の2 第1項 第2号
60	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H21.4.8	主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 (積算委託)	14,303,100	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	<ul style="list-style-type: none"> <li>積算委託業務(発注補助公共業務)は、予定価格の元となる業務で情報管理(漏洩防止)を要する。</li> <li>県土木部は、設計積算業務委託について、(財)長崎県建設技術研究センターとの設計積算業務事務処理要領及び設計積算業務委託の仕様書を定めている。</li> <li>入札金額に関わる業務であり、守秘義務は絶対であり、民間委託では情報漏洩の疑念は払拭できないため、民間委託は適さない。</li> <li>よって、県職員以外にこれらの積算委託業務を円滑に行うことができるのは(財)長崎県建設技術研究センター以外にみあたらないため</li> </ul>	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
61	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H21.6.5	平成21年度施工体制 点検業務委託	1,009,050	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の安全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工品質の確保を図るための適正な工事監督が求められている。</p> <p>施工体制点検業務は、その工事監督や品質確保等が適正に行なわれているか点検するもので、公益上の守秘性(個人情報)があり業務遂行上、専門知識や資格、実績、行政経験などの必要能力を有していなければならない。</p> <p>県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること</li> <li>・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること</li> <li>・その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</li> </ul> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>満足できる者であること</li> <li>・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</li> </ul> <p>3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p> <p>5. 専門技術者を有した公益法人であり、昨年度、一昨年度の実績・経験を生かし、継続した施工体制点検が可能なおこと</p>	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
62	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H21.7.8	主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 (分筆登記業務委託)	1,187,996	長崎市五島町8番7号 社団法人 長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	<p>公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。</p> <p>契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。この方法は、判例の中でも是認されている。</p> <p>委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は毎年労務単価の改定に合わせて改定しており、その価格は実勢価格より安価に設定されているため、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、現時点ではその性質又は目的が競争入札に適さないと判断し、相手方を公嘱協会1者に特定することは、確実な履行が期待できるうえ、経済性も確保されているため、合理性があると判断される。</p> <p>なお、和歌山県がH20年9月に行った全国調査では、回答のあった39都府県中、31都府県が随意契約を行っており、さらに22府県が当分の間随意契約を継続すると回答している。また、9都府県が随意契約から競争入札への移行を検討すると回答しており、この進捗状況等を確認しながら、本県としても2～3年後の移行を目標に検討を進めたい。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
63	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H21.9.1	主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 (施工管理委託)	20,685,000	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の安全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適正な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品質法第15条第1項に該当する以下のことを満足する者であること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること ・その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</li> <li>品質法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</li> <li>「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</li> <li>県が発注する公共工物の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</li> <li>当該業務委託は、県の大型工事としてはこれまでに例を見ない低入札価格工事の施工管理業務委託であること(重点監督のさらなる強化が必要) また、当該工事の品質管理については、議会においても再三審議され、外部専門技術者による24時間体制の指導・監督を行うことを確約していること等により、専門的技術を要したものによる監理・監督が必要なこと</li> <li>専門技術者を有した公益法人であり、昨年度、一昨年度の経験を生かし、継続した監理・監督体制が可能なこと</li> </ol>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
64	土木部	長崎鉄道高架整備事務所	H21.9.8	長崎駅付近連続立体交差事業 (不動産鑑定業務)	5,555,550	長崎市築町1番19号 長崎総合鑑定株式会社 代表取締役 渡辺 泰輔	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は、国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。</p> <p>不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。</p> <p>公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</p> <p>このため、過去においても鑑定実績があり、かつ、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらには、鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることの条件となる。</p> <p>従って、その性質及び目的が競争入札に適しないため随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号
65	土木部	長崎鉄道高架整備事務所	H22.2.16	長崎駅付近連続立体交差事業 (不動産鑑定業務)	1,559,250	長崎市万才町3番13号 財団法人日本不動産研究所 長崎支所 支所長 萩野 和伸	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は、国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。</p> <p>不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。</p> <p>公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</p> <p>このため、過去においても鑑定実績があり、かつ、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらには、鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>財団法人日本不動産研究所は、公示価格等に鑑定実績があり、本事業と関連して計画されている長崎駅周辺地区土地区画整理事業における鑑定も実施しており、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>従って、その性質及び目的が競争入札に適しないため随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
66	土木部	石木ダム建設事務所	H21.7.6	石木ダム広報活動業務委託(1)	1,501,500	大村市池田2丁目1311番3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	本業務は、説明会に用いる資料の作成及びとりまとめ等を行うにあたり、迅速な対応が要求されることから、長崎県の土木行政を熟知・精通した行政代行として信頼がおける機関が実施する必要がある。契約の対象者である(財)長崎県建設技術研究センターは長崎県が設立した法人で、これまで各土木機関より各種説明会、委員会等を受託しているなど経験豊富であり、本業務と密接に関係している「石木ダム周辺整備構想検討委員会」、「川棚川水系河川整備計画検討委員会」、「石木ダム計画概要説明会」、「石木ダム環境影響評価準備書説明会」及び「石木ダム事業計画説明会」の運営を受託し、事業内容に精通しているため、実績、行政経験、事業継続性等から合意形成の補助業務である本業務の遂行に最も適している。	第167条の2 第1項 第2号